

## 台風・大雨等による特別警報・警報・注意報発表時の対応

台風等による注意報・警報発令時には下の表に基づいて対処する。

発表区分		登校前の発表	登校後の発表
特別 警報	暴風 大雨	ただちに命を守る行動をとる。(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は、建物の中で安全な場所に留まる。)以降の行動は、「暴風警報発表時」に準じる。	危険な状況が去るまで本校に留め置く。以降の行動は、「暴風警報発表時」に準じる。
警報	暴風	① 平常登校時の自宅出発時点 暴風警報が発表されている場合は、自宅で待機する。 ② 午前11時までの間 ア 沼津市並びに居住地及び通学経路の市町で暴風警報が解除された場合は、安全に登校できることを確認した上で登校する。 イ 沼津市の暴風警報は解除されているが、居住地又は通学経路の市町のいずれかで解除されていない場合は、自宅で待機する。この場合、出席停止とする。 ③ 午前11時の時点 沼津市で暴風警報が依然として解除されていない場合は、休校とする。	① 次の項目について、安全等を確認した上で下校させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通、道路情報の確認</li> <li>・保護者引き取りの有無</li> <li>・集団下校者の確認</li> <li>・自転車通学者の安全指導</li> <li>・下校途中で帰宅不能になった場合の対応方法</li> </ul> ② 安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、適切な対応を行う。
	大雨 洪水	「注意報発表時」に準じる。	気象情報や地域の実情に応じて、下校させる場合もある。
注意報	強風 大雨 洪水	① 安全に登校できることを確認した上で登校する。 ② 安全に登校することが心配される場合は、学校に連絡した上で、自宅で待機し、状況を見て登校する。	気象情報や地域の実情に応じて、下校させる場合もある。

注1 「注意報」は、災害が発生する恐れがあると予想される場合に発表されます。

注2 「警報」は、重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合に発表されます。

注3 「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。

注4 気象警報等は、気象庁HPまたは電話（東部地区 0559-177、伊豆地区 0558-177）で確認してください。